

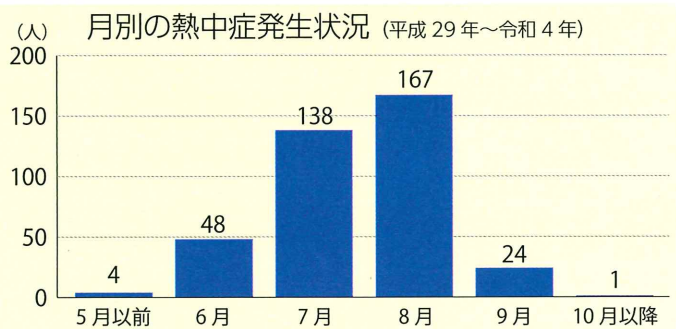
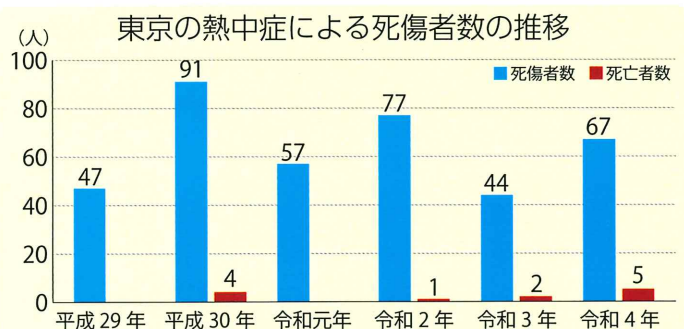
職場の「熱中症」を防ごう！

～本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう～

令和4年の東京労働局管内の熱中症による休業4日以上労働災害は67件発生し、うち5件が死亡災害となっています（令和5年2月1日現在）。業種別では、警備業が24%、建設業が18%を占め、陸上貨物運送事業、ビルメンテナンス業など幅広い業種で発生しています。また、屋外作業に限らず、屋内作業においても発生しています。

月別の熱中症による死傷者数をみると、全体の約8割が7月から8月にかけて発生しており、特に、梅雨明け直後と夏休み時期明けに多く発生しています。令和4年は記録的な高温となった6月に23件（34%）が発生し、死亡災害も3件発生しました。

熱中症に対しては、正しい知識と適切な予防対策や応急処置が必要です。本格的な夏を迎える前から、計画的に熱中症の予防対策に取り組みましょう。



令和4年に発生した熱中症の発生事例（東京）

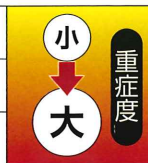
（参考）気温は、東京管区気象台（千代田区北の丸公園）の値です。

発生月 時間	業種	発生状況	発生時気温 (発生日最高気温)	休業見込 日数等
6月 15時	ビルメンテ ナンス業	請負先事業場でごみ収集・集積作業を行っていたところ、自力で歩けない・けいれんの症状となり、救急搬送されたもの。	34.8℃ (35.7℃)	死亡
7月 11時	小売業	調理場の唐揚げを揚げる釜の近くで作業中、熱中症の症状となったもの。	28.4℃ (31.0℃)	約14日
7月 17時	陸上貨物 運送事業	営業所内で荷物の仕分け作業中、倦怠感・吐き気の症状となり、救急搬送されたもの。	30.7℃ (33.6℃)	約7日
8月 15時	警備業	交通誘導警備中、立ってられないなどの症状となり、応急処置を行ったが改善せず、救急搬送されたもの。	35.2℃ (35.9℃)	死亡
8月 17時	建設業	現場の片付け作業を行っていたが、意識を失った状態で発見されたもの。	32.5℃ (36.1℃)	約1月

熱中症とは

熱中症とは高温、多湿の環境下で体内の水分と塩分のバランスが崩れ、体内の調整機能が破綻するなどして発症する障害で、症状により次のように分類されます。これらの症状が現れた場合は、熱中症が疑われます。

Ⅰ度	めまい・立ちくらみ、大量の発汗、筋肉痛・筋肉の硬直（こむら返り）
Ⅱ度	頭痛、嘔吐、倦怠感、虚脱感、集中力や判断力の低下
Ⅲ度	意識障害、小脳症状（ふらつき）、けいれん発作（ひきつけ）



4月中に実施しましょう



WBGT 値（暑さ指数）の把握の準備

作業計画の策定等

設備対策・休憩場所の
確保の検討

服装等の検討

教育研修の実施

労働衛生管理体制の
確立

発症時・緊急時の措置の
確認と周知

熱中症を防ぐには

直射日光等により高温・多湿になる屋外作業場などでは、熱中症を予防するため次の対策に努めてください。

1 作業環境管理

- JIS 規格「JIS Z 8504」又は「JIS B 7922」に適合した WBGT 指数計により WBGT 値を測定する。
- 直射日光や照り返しを遮る簡易な屋根等を設けたり、適度な通風又は冷房の設備を設ける。
- 作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設ける。
- 水分や塩分を補給するための飲料水等、身体を適度に冷やすための氷等を備え付ける。

2 作業管理

- 作業休止時間や休憩時間を確保し、高温多湿作業場所での連続作業時間を短縮する。
- 計画的に熱への順化期間を設ける。（梅雨明け直後、夏休み時期明け、新規配属者に特に注意）
- 喉が渇くといった自覚症状がなくても、作業前、作業中、作業後に定期的に水分や塩分を摂取する。
- 服装は透湿性と通気性のよいもの、帽子は通気性のよいものを着用する。（身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討）

3 健康管理

- 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢等の疾病を有する者に対しては、医師等の意見を踏まえ配慮を行う。
- 作業開始前に、朝食未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒、体調不良等の健康状態を確認し、必要に応じ、作業の配置換え等を行う。
- 作業中は巡視を頻繁に行い、声をかけるなどして健康状態を確認する。（労働者からの申出も促す）

4 労働衛生教育

- 労働者を高温多湿場所で作業させる場合、作業の管理者と労働者に対してあらかじめ、①熱中症の症状 ②熱中症の予防方法 ③緊急時の救急処置 ④熱中症の事例について、労働衛生教育を行う。

異常時の措置 ～少しでも異変を感じたら～

- いったん作業を離れ、休憩する
- 病院へ運ぶ、または救急車を呼ぶ
- 病院へ運ぶまでは一人きりにしない

救急処置

熱中症を疑わせる症状が現れた場合には、次の応急処置を行うとともに、呼びかけに応じない、返事がおかしいなど意識障害がある場合には救急隊を要請、自力で水分を摂取できない、症状が回復しない、その他必要と認める場合には医療機関へ搬送してください。



- 暑い現場から涼しい日陰か、冷房が効いている部屋などに移す。
- 衣類を脱がせて（緩めて）、可能な限り露出させた皮膚に水をかけ、うちわ、扇風機の風に当て、寝かせた状態では下肢を持ち上げて高くする。
- 水分と塩分の摂取を行う。

以上のことで不明なことがありましたら、東京労働局労働基準部健康課・各労働基準監督署までお問合せください。